

重要説明事項 小規模多機能型居宅介護 喜連の杜
(令和7年6月25日現在)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている小規模多機能型居宅介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 事業者について

事業者の名称	社会福祉法人 永寿福祉会
事業者の所在地	大阪市平野区喜連 2-2-40
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 村田 聡
電話番号	06-6790-6666

2 事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	小規模多機能事業所 喜連の杜
事業の種類	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護
事業所指定番号	2795800529
事業所所在地	大阪市平野区喜連 4-6-19
電話番号	06-4303-5672
FAX番号	06-4303-5673

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護者の居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるように適正な運営を確保するための人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、介護支援専門員、介護職員、看護職員等（以下「従業者」という）が、要介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。
運営の方針	事業所の職員は、通いを中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとします。 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします

(3) 事業所の職員体制

管理者	松永 将平
-----	-------

	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 事業所の従業者・業務の管理を一元的に行います。 2 法令等において規定されている小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の実施に関し、従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。	常勤1名
介護支援専門員	1 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 2 連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行います。	常勤1名
介護従業者 (看護職員含む)	1 利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行います。	7名以上

(4) 営業日、営業時間及び実施地域

営 業 日	365日
① 通いサービス	基本時間 午前8時00分～午後7時30分まで
② 宿泊サービス	基本時間 午後7時30分～午前8時00分まで
③ 訪問サービス	24時間
通常の事業の実施地域	大阪市平野区・東住吉区

(5) 登録定員及び利用定員

登録定員	29名
通いサービス 利用定員	18名
宿泊サービス 利用定員	6名

3 当事業所が提供するサービスの内容及び費用について

(1) サービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
介護計画の作成		<ol style="list-style-type: none"> サービスの提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、他の小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）従業者との協議の上、援助目標、当該目的を達成するための具体的なサービス内容を記載した小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）計画又は居宅サービス計画を作成します。 利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得ます。 計画を作成した際には、当該小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）計画又は居宅サービス計画を利用者に交付します。 作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供に努め、さらに作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
相談・援助等		<ol style="list-style-type: none"> 利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者・家族の相談に適切に応じ、支援を行います。
通いサービス及び宿泊サービスに関する内容	介護サービス	<ol style="list-style-type: none"> 移動・移乗介助 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへの移乗の介助を行います。 排せつの介助 介助が必要な利用者に対して、トイレ誘導、おむつ交換を行います。 見守り等 利用者の安否確認等を行います。
	健康のチェック	<ol style="list-style-type: none"> 血圧測定・体温測定・利用者の健康状態の把握に努めます。
	機能訓練	<ol style="list-style-type: none"> 日常生活動作を通じた訓練 利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。 レクリエーションを通じた訓練 利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	入浴サービス	<ol style="list-style-type: none"> 入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	食事サービス	<ol style="list-style-type: none"> 食事の提供及び、食事の介助を行います。 食事は食堂でとっていただくよう配慮します。 身体状況・嗜好・栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。
	送迎サービス	<ol style="list-style-type: none"> 事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。

訪問サービスに関する内容	身体の介護	1 排せつ介助 排せつの介助・おむつの交換を行います。 2 食事介助 食事の介助を行います。 3 清拭等 入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。また、日常的な行為としての身体整容を行います。 4 体位変換 床ずれ予防のため、体位変換を行います。
	生活介助	1 買い物 利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。 2 調理 利用者の食事の介助を行います。 3 住居の掃除 利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。 4 洗濯 利用者の衣類等の洗濯を行います。
	その他	1 利用者の安否確認等を行います。

(2) 小規模多機能型居宅介護従業者の禁止行為

当事業所の従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対する訪問サービスの提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えた訪問サービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動その他迷惑行為

(3) 事業所をご利用する利用者へのお願い

当事業所をご利用いただく利用者につきましては、以下に掲げる事項にご留意いただきますようお願い致します。

- ①健康状態に異常がある場合には、遅延なくその旨を申し出て下さい。万が一、インフルエンザやノロウイルス等の感染症の場合には他の利用者への罹患の恐れがあるとともに、利用者自身の健康を損なう場合がございます。
- ②必要に応じて従業員から安全管理上の指示を行う場合があります。また、非常災害時などについては利用者の安全を第一に考えておりますので、可能な限り、ご協力をお願い致します。
- ③他の利用者やその家族、事業所の従業員に対する迷惑行為や暴力行為が見られた場合には利用をお断りする場合がございます。
- ④多額の金銭、又は高額な貴重品などは持参をお控えいただくようお願い致します。紛失や盗難の場合、事業所において責任を負いかねる場合がございます。
- ⑤利用者個別の健康状態や嚥下などの状態について、事業所における健康管理上の観点から利用者同士の飲食物等の受け渡しや物品・金銭の受け渡しや贈与などはご遠慮いただきますようお願い致します。
- ⑥他の利用者又はその家族、事業所従業員に対しての営利活動行為、宗教上の活動や勧誘、政治的な活動については禁止しております。
- ⑦送迎時における途中下車や自宅以外の場所への送迎については、介護保険上の観点から禁じられておりますので、ご理解のほどお願い致します。

(4) 介護保険給付サービス利用料金

《小規模多機能型居宅介護費》

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
所定単位	10,458 単位	15,370 単位	22,359 単位	24,677 単位	27,209 単位
サービス利用料	113,783 円	167,225 円	243,265 円	268,485 円	296,033 円
サービス利用料 自己負担額 (上記の1割)	11,379 円	16,723 円	24,327 円	26,849 円	29,604 円
サービス利用料 自己負担額 (上記の2割)	22,758 円	33,446 円	48,654 円	53,698 円	59,208 円

《介護予防小規模多機能型居宅介護費》

要介護度	要支援 1	要支援 2
所定単位	3,450 単位	6,972 単位
サービス利用料	37,536 円	75,855 円
サービス利用料 自己負担額 (上記の1割)	3,754 円	7,586 円
サービス利用料 自己負担額 (上記の2割)	7,508 円	15,172 円

- ※ 要介護度別に応じて定められた金額（省令によって変更あり）から介護保険給付額を除いた金額が利用者負担額になります。
- ※ 1ヶ月ごとの包括費用（月限定）です。
- ※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。
- ※ 月途中から登録した場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。
- ※ 登録日とは利用者と事業者が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日を言います。
- ※ 登録終了日とは利用者と事業者の利用契約を終了した日を言います。

(4) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

《小規模多機能型居宅介護》

加算の種類	加算及び算定の内容	加算額	
		基本利用料	自己負担額
初期加算	利用を開始した日から 30 日間に係る 1 日当たりの加算料金です。 30 日を越える入院をされた後に再び利用を開始した場合も含まれます。	326 円	33 円/日
認知症加算 (Ⅱ)	日常生活に支障のきたすおそれのある症状または行動が認められることから介護を必要とする利用者 (日常生活自立度Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ) の結果を受けた方 (20 人未満) に対して認知症介護実践リーダー 1 名以上の配置。	9,683 円	969 円/月
認知症加算 (Ⅳ)	要介護 2 であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする利用者 (日常生活自立度Ⅱ) の場合に算定する 1 月当たりの加算料金です。	5,004 円	501 円/月
看護職員配置加算 (Ⅰ)	専従の看護師を 1 名以上配置している場合の 1 月当たりの加算料金です。	9,792 円	980 円
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	介護福祉士が 70% 以上の配置。	8,160 円	816 円
口腔・栄養スクリーニング加算	利用者の口腔の健康状態および栄養状態について確認を行い介護支援専門員に提供する。	217 円	22 円
総合マネジメント加算 (Ⅱ)	個別サービス計画の他職種協働による見直しや地域における活動への参加機会の確保等を行う体制の整備。	8,704 円	871 円
科学的介護推進体制加算	利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直す体制の整備。	435 円	44 円/月
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行い、見守り機器等のテクノロジーを 1 つ以上導入。	108 円	11 円
介護職員等処遇改善加算 I	当該加算の算定要件を満たす場合の 1 月当たりの加算料金です。 ※加算 I～Ⅳいずれかを算定します。 ※当該加算は、区分支給限度額の算定対象から除かれます。	介護報酬総単位数 × 14.9/1000	左記額の 1 割又は 2 割

《介護予防小規模多機能型居宅介護》

加算の種類	加算及び算定の内容	加算額	
		基本利用料	自己負担額
初期加算	利用を開始した日から 30 日間に係る 1 日当たりの加算料金です。 30 日を越える入院をされた後に再び利用を開始した場合も含まれます。	326 円	33 円/日
サービス提供体制強化加算 (I)	介護福祉士が 70%以上の配置。	8,160 円	816 円
総合マネジメント加算 (II)	個別サービス計画の他職種協働による見直しや地域における活動への参加機会の確保等を行う体制の整備。	8,704 円	871 円
口腔・栄養スクリーニング加算	利用者の口腔の健康状態および栄養状態について確認を行い介護支援専門員に提供する。	217 円	22 円
科学的介護推進体制加算	利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直す体制の整備。	435 円	44 円/月
生産性向上推進体制加算 (II)	生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行い、見守り機器等のテクノロジーを 1 つ以上導入。	108 円	11 円
介護職員等処遇改善加算 I	当該加算の算定要件を満たす場合の 1 月当たりの加算料金です。 ※加算 I～IVいずれかを算定します。 ※当該加算は、区分支給限度額の算定対象から除かれます。	介護報酬総単位数 × 14.9/1000	左記額の 1 割又は 2 割

(上記のうち、サービス内容に相違がないように該当するサービス及び加算を記載するようにしてください。)

※ 地域区分 (2 級地) 1 単位 (10.88) を含んでいます。

※ 要介護認定を受けていない場合、利用料金の全額をいったん、お支払いいただきます (償還払い)。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給 (利用者負担額を除く) 申請を行ってください。

(5) その他の費用について

以下の金額は利用料の全額が利用者の負担になります。

① 送迎費	送迎にかかる費用の請求は致しません。
-------	--------------------

② 交通費	交通費の請求は致しません。
③ 食事の提供に要する費用	朝食 398円/回 昼食 636円/回 夕食 636円/回
④ 宿泊に要する費用	2100円
⑤ おむつ代	実費（持込可能）
⑥ その他	日常生活において通常必要となるものに係る費用で利用者が負担することが適用と認められるもの。 ・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの ・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの

4 利用料のお支払い方法

前項から当頁の利用料は1カ月ごとに計算し、翌月10日前後にご請求しますので、以下の方法に従いその月の末日までにお支払いください。ただし、「りそな銀行」を利用する場合に限り、

- ① 口座確認料（引落口座を指定したときの申請手数料） 55円
- ② 振込手数料 165円

を個人で負担してください。なお、手数料は金融機関の都合により変更されることがあります。

お支払方法	入金先	領収書の交付
自動引落	金融機関口座からの自動引落 ご利用できる金融機関 関西みらい銀行、ゆうちょ銀行等 引落日 ①関西みらい銀行（翌月16日） ②りそな決済サービス銀行（郵便局・その他翌月22日） ⇒申請手数料55円、引落手数料165円 ※引落日が土・日・祝日の場合は翌営業日	引落確認後に交付
銀行振込	下記預金口座への振込 銀行名：関西みらい銀行 支店名：喜連支店 預金種目：普通預金 口座番号：N0.0084898 口座名義：社会福祉法人 永寿福祉会 理事長 村田 真由美	入金確認後に交付
窓口（現金）	支払場所：1階事務所（本施設） 対応時間：月曜日から金曜日の午前9時から午後6時まで	受領時に交付

※利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 サービスの提供にあたっての留意点

- (1) サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービス等を中止する場合があります。
- (2) 利用日当日に欠席をする場合には前日もしくは当日午前8時30分までに事業所に連絡をしていただくこと。
- (3) サービス提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただくことがあること。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
- (3) サービス提供は「小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）計画」又は居宅サービス計画に基づいて行ないます。なお、「小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）計画」又は「居宅サービス計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更します。
- (4) 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

7 衛生管理等

- ① 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講じます。
- ② 当該施設において感染症又は食中毒の発生の予防、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね3ヵ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び感染症が発生した場合を想定した訓練を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- ③ 施設内の適温の確保のため、空調設備等により空調管理に努めます。

8 緊急時の対応方法について

小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

①協力医療機関

医療機関の名称	医療法人橘会 東住吉森本病院
所在地	大阪市東住吉区鷹合3丁目2番66号
電話番号	06-6606-0010
診療科	内科、消化器科、外科、脳外科、整形外科、神経内科、眼科、形成外科循環器科、放射線科、リハビリテーション科
入院設備	有り
救急指定の有無	有り

②協力医療機関

医療機関の名称	医療法人弘正会 村上歯科
所在地	村上 正一
診察科	06-6702-5663

9 事故発生時の対応方法について

当事業所が利用者に対して行う指定小規模多機能型居宅介護等の提供により事故が発生した場合は、すみやかに市町村、利用者のご家族、主治医等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故の状況及び事故に際して採った処置・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

また、当事業所が利用者に対する小規模多機能型居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【損害賠償保険への加入】

本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

保 険 名 賠償責任保険

10 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）氏名：（ 松永将平 ）

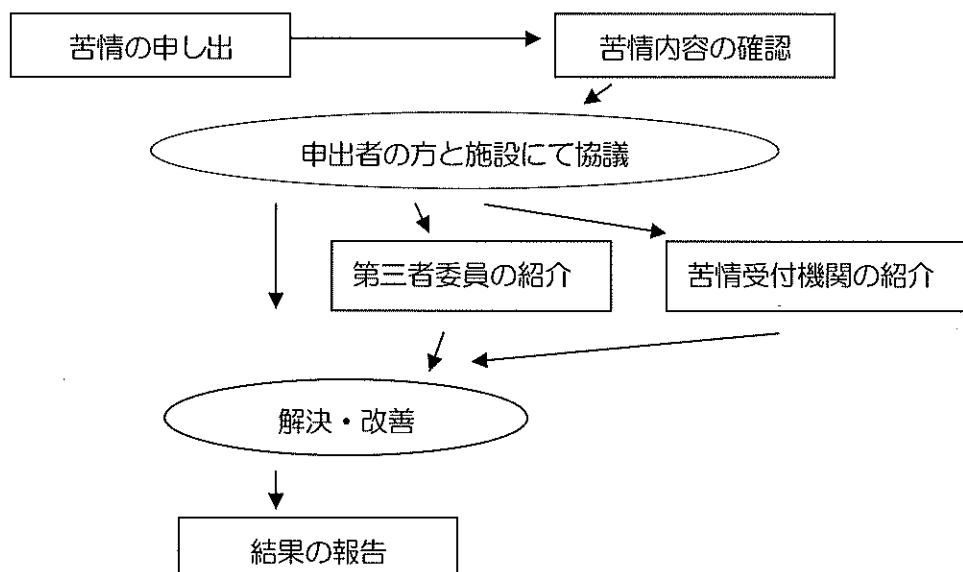
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。（内1回は夜間想定）

避難訓練実施時期：（毎年2回 3月・9月）

11 苦情解決の対応

① 苦情解決の流れ



② 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口（担当者）

苦情受付担当者 野沢 英利
 苦情解決責任者 松永 将平

受付時間 毎週月曜日～土曜日 9：30～18：00
 電話番号 06-4303-5672
 FAX 06-4303-5673

③ 第三者委員

本事業所では、以下の方を第三者委員に選任し、利用者の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

<第三者委員一覧>

氏名	連絡先
西田 昌司（税理士）	電話番号 075-661-6300
中島 公司（大阪市権利擁護専門相談員・司法書士）	電話番号 080-1453-7172

④ 行政機関その他苦情受付機関

○事業所所在地の市町村窓口 大阪市平野区保健福祉センター 介護保険係	所在地 大阪市平野区背戸口3丁目8番19号 電話番号 06-4302-9859 FAX. 06-4302-9943 受付時間 午前9時～午後5時30分 (土・日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日)を除く)
○あなたがお住まいの市町村窓口	所在地 電話番号 FAX.
○事業所の指定権限者 大阪市福祉局 高齢者施策部 介護保険課 指定・指導グループ	所在地 大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331号 電話番号 06-6241-6310 FAX. 06-6241-6608 受付時間 午前9時から午後5時30分まで (土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までは除く)
○その他の相談窓口 大阪市社会福祉協議会 大阪介護サービス相談センター	所在地 大阪市天王寺区東高津町12番10号 大阪市社会福祉センター308 電話番号 06-6766-3800 FAX. 06-6766-3822 受付時間 午前9時～午後5時 (土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までは除く)
○その他の相談窓口 大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室介護保険課	所在地 大阪市中央区常盤町1-3-8 (中央大通りFNビル内) 電話番号 06-6949-5247 FAX. 06-6949-5417 受付時間 午前9時～午後5時 (土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までは除く)

<<第三者評価の実施状況>>

実施の有無 (未実施) 実施した直近の年月日 ()
 評価機関の名称 () 評価結果の開示状況 ()

12 情報公開について

本事業所において実施する事業の内容について、厚生労働省が定める「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日 老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号、以下「解釈通知」という。）第3の3の4の（4）に基づき、本事業所玄関前に文書により提示において公開する。

当法人の事業計画書・経営状況の資料を公開しております。下記のホームページ又は事業所で閲覧ができますので従業員へお申し出ください。

ホームページ <https://eijyu.or.jp/>

2 前項に定める内容は解釈通知により定める事項及び当事業所が提供する小規模多機能型居宅介護の利用及び利用申し込みに資するものとし、利用者及びその家族（過去に利用者であったもの及びその家族を含む。）のプライバシー（個人を識別しうる情報を含む。）にかかる内容は、これに該当しない。

3 運営推進会議の内容について記録を作成して、この記録を公開する。

13 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none">① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。① 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。② また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。③ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none">① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

14 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 松永 将平
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。それらの研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や、知識・技術の向上に努めます。
- (5) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (6) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (7) 虐待等の発見時における、行政および関係機関への通報を実施致します。虐待等の発見時における、行政および関係機関への通報を実施する。通報後は、運営推進会議にて虐待防止に向けた取り組みや虐待発生時の経過及び改善の報告等を行う。
- (8) 「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」を遵守し適正な処置を行います。

15 身体拘束について

- (1) 当事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。
- (2) 自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者やその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間等を説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。
- ① 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- ② 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- ③ 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。
- (3) 身体的拘束等を行う場合には、管理者及び計画作成担当者、介護従事者により検討会議等を行います。
- (4) 身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。また実施状況を運営推進会議に報告するとともに、事業所として身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。
- (5) 厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」などのガイドラインを遵守し適正な処置を行います。
- (6) 事業所は身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。また、管理者はこれらの措置を適切に実施するための専任の担当者とします。
- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図るものとします。
- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ③ 従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行います。

16 地域との連携【運営推進会議】について

- (1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- (2) 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、おおむね2ヶ月に1回以上運営推進会議を開催します。
- (3) 運営推進会議に対し、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を記録報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

17 サービス提供の記録

- (1) 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

18 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、事業の継続及びサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- (1) 本事業は従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (2) 本事業は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

19 介護サービスの利用にあたってご留意いただきたい事項

サービスの利用に当たって、以下の行為は禁止とします。

- (1) 従業員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- (2) 従業員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- (3) 従業員に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）
- (4) 妥当性を欠く内容の要求を行うこと。
- (5) 要求を実現するための手段様態が社会通念上不相応な言動。

20 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「大阪市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例（平成 25 年大阪市条例第 46 号）」第 111 条、「大阪市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例（平成 25 年大阪市条例第 47 号）」第 69 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪市平野区喜連 2-2-40	
	法人名	社会福祉法人 永寿福祉会	
	代表者名	村田 聡	
	事業所名	小規模多機能事業所 喜連の杜	
	管理者氏名	松永 将平	印
	説明者氏名	松永 将平	印

事業者から上記内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印

